

年 4月 日

地震・火山噴火予知研究協議会  
共同事業契約事務担当者 殿

東京大学地震研究所  
研究支援チーム

地震・火山噴火予知研究計画「2019年度 共同事業計画」  
及び事業経費について（通知）

平素より地震・火山噴火予知研究協議会に係る共同事業につきましては、多大なるご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

標記について、本共同事業契約「2019年度 共同事業計画書」をお送りいたしますので、貴機関の本年度事業経費について、別紙「請求書」によりご請求ください。  
当方に請求書が届きましたら、順次手続きを進めさせていただきます。

**【請求書送付先】**

〒113-0032

東京都文京区弥生一丁目1番1号

東京大学地震研究所財務チーム（経理担当）平野

TEL：03-5841-5670 FAX：03-5689-4467

E-mail：[keiri@eri.u-tokyo.ac.jp](mailto:keiri@eri.u-tokyo.ac.jp)

**【担当】**

〒113-0032

東京都文京区弥生1-1-1

東京大学地震研究所研究支援チーム（共同利用担当）福田

TEL：03-5841-5710 FAX：03-5689-4467

E-mail：[k-kyodoriyo@eri.u-tokyo.ac.jp](mailto:k-kyodoriyo@eri.u-tokyo.ac.jp)

## 2019年度 共同事業計画書

### 1. 事業の名称：

災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）

### 2. 事業の目的及び内容：

国の科学技術・学術審議会が建議した「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）」に基づき、地震・火山噴火研究に関し、大学等の間の連携を緊密にし、組織的に共同研究を推進することを目的とする。

以下の研究項目を推進する。

#### 1. 地震・火山現象の解明のための研究

- (1) 地震・火山現象に関する史料・考古データ、地質データ等の収集と解析
- (2) 低頻度大規模地震・火山噴火現象の解明
- (3) 地震発生過程の解明とモデル化
- (4) 火山現象の解明とモデル化
- (5) 地震発生及び火山活動を支配する場の解明とモデル化

#### 2. 地震・火山噴火の予測のための研究

- (1) 地震発生の新たな長期予測
- (2) 地殻活動モニタリングに基づく地震発生予測
- (3) 先行現象に基づく地震発生の確率予測
- (4) 中長期的な火山活動の評価
- (5) 火山活動推移モデルの構築による火山噴火予測

#### 3. 地震・火山噴火の災害誘因予測のための研究

- (1) 地震・火山噴火の災害誘因の事前評価手法の高度化
- (2) 地震・火山噴火の災害誘因の即時予測手法の高度化
- (3) 地震・火山噴火の災害誘因予測を災害情報につなげる研究

#### 4. 地震・火山噴火に対する防災リテラシー向上のための研究

- (1) 地震・火山噴火の災害事例による災害発生機構の解明
- (2) 地震・火山噴火災害に関する社会の共通理解醸成のための研究

#### 5. 研究を推進するための体制の整備

- (1) 推進体制の整備
- (2) 分野横断で取り組む総合的研究を推進する体制

- (3) 研究基盤の開発・整備
- (4) 関連研究分野との連携強化
- (5) 国際共同研究・国際協力
- (6) 社会との共通理解の醸成と災害教育
- (7) 次世代を担う研究者、技術者、防災業務・防災対応に携わる人材の育成

3. 共同事業実施期間：

2019年4月1日から2024年3月31日まで。

4. 事業の役割分担：

2019年度からの観測研究の実施においては、機関の枠を超えた大学等の連携を更に強化することが重要であるとの関係機関・部局間の合意に基づき、「地震・火山噴火研究の連携と協力に関する協定」を締結した。その協定に基づき、地震・火山噴火研究ネットワークを形成し、別紙1に示すように各機関・部局が課題を分担し観測研究計画を実施する。

5. 事業経費内訳表（機関別，計画推進部会別）：

別紙2に記載。

# 請 求 書

年 月 日

国立大学法人東京大学  
総 長 五 神 真  
代理人  
国立大学法人東京大学地震研究所  
事務長 吉澤 邦夫 殿

住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 名

印

2019年度共同事業「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）」

請求額 金 円也

上記共同事業に対する事業経費を共同事業契約書第4条の規定に基づき請求します。

取引銀行

口 座

フリガナ

口座名義

## 共 同 事 業 契 約 書 (案)

国立大学法人東京大学（以下「東京大学」という。）、国立大学法人北海道大学（以下「北海道大学」という。）、国立大学法人弘前大学（以下「弘前大学」という。）、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」という。）、国立大学法人秋田大学（以下「秋田大学」という。）、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」という。）、国立大学法人東京工業大学（以下「東京工業大学」という。）、国立大学法人千葉大学（以下「千葉大学」という。）、国立大学法人富山大学（以下「富山大学」という。）、国立大学法人名古屋大学（以下「名古屋大学」という。）、国立大学法人京都大学（以下「京都大学」という。）、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈良文化財研究所」という。）、国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」という。）、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）、国立大学法人高知大学（以下「高知大学」という。）、国立大学法人九州大学（以下「九州大学」という。）、国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」という。）、公立大学法人兵庫県立大学（以下「兵庫県立大学」という。）及び学校法人立命館大学（以下「立命館大学」という。）は、特別教育研究経費における「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）」の実施について、次の各条項により共同事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （共同事業の実施）

第1条 東京大学、北海道大学、弘前大学、東北大学、秋田大学、新潟大学、東京工業大学、千葉大学、富山大学、名古屋大学、京都大学、奈良文化財研究所、神戸大学、鳥取大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学、兵庫県立大学及び立命館大学（以下「共同事業機関」という。）は、次の共同事業（以下「本共同事業」という。）を実施するものとする。

#### （1）事業の名称

災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）

#### （2）事業の目的及び内容、役割分担

別添共同事業計画書のとおり

#### （3）事業に要する経費（以下「事業経費」という。）

別添共同事業計画書のとおり

### （事業期間）

第2条 本共同事業の事業期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までとする。

### （共同事業計画書）

第3条 共同事業機関は、国立大学法人法及びその他関係法令にもとづき事業年度毎に、共同事業計画書を作成する。共同事業計画書は、共同事業機関が実施する地震・火山噴火予知研究協議会等により承認されなければならない。

(事業経費の支払い)

第4条 東京大学は、共同事業機関に対して、当該事業年度毎に共同事業計画書に掲げる事業経費を支払わなければならない。

(経理)

第5条 事業経費の経理は、国立大学法人法及びその他関係法令にもとづき、共同事業機関がそれぞれ行うものとする。

(実績報告書)

第6条 共同事業機関は、当該事業年度の本共同事業を完了した場合にあっては、東京大学の指定する日までに東京大学の指定する様式に従い、実績報告書を東京大学に提出しなければならない。

(知的財産権の扱い)

第7条 本契約の実行により、共同事業機関において発明等を得た場合は、その取扱いについて関係者協議のうえ取り決めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 本契約において秘密情報とは、本計画の実施に関し、共同事業機関が相互に提供又は開示する情報若しくは資料であつて、提供又は開示の際に開示者より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で受領者に対して通知されたものをいう。受領者は、開示者から開示された秘密情報を自己の秘密情報について払う注意と同等の注意をもって管理し、開示者の事前の文書による同意なしに、第三者に開示、漏洩してはならない。また、受領者は、開示者から開示された秘密情報を本計画の実施の目的のみに使用するものとし、開示者の事前の文書による同意なしに、本共同事業以外の目的のために使用してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、秘密保持の義務を負わないものとする。

- (1) 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (2) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに公知となった情報
- (5) 秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報

(取得資産の帰属)

第9条 本共同事業を行うために共同事業機関が取得した資産の所有権の帰属については、共同機関が協議のうえ定めるものとする。

(契約の有効期間)

第10条 本契約の有効期間は、本共同事業の期間と同一とする。ただし、第8条については、本契約の失効後も3年間有効とし、第6条、第7条、本条については、対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第11条 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、共同事業機関が協議のうえ定めるものとする。

2 本契約を変更する必要があるときは、共同事業機関が協議のうえ変更するものとする。

# 合 意 書

「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）」に基づく共同事業契約の締結について承諾する。

2019年 月 日

東京都文京区本郷七丁目3番1号

国立大学法人東京大学

総長 五神 真

代理人

国立大学法人東京大学地震研究所

事務長 吉澤 邦夫 印

2019年 月 日

印